

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25 年 9 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	5
農林業センサス（平成25年承認）（農林水産省）	5
3 一般統計調査の承認	8
マンション総合調査（管理組合調査票）（平成25年承認）（国土交通省）	8
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査（平成25年承認）（文部科学省）	10
公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査（平成25年承認）（内閣府）	13
民間企業の勤務条件制度等調査（平成25年承認）（人事院）	14
21世紀出生児縦断調査（平成25年承認）（厚生労働省）	16
企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査（平成25年承認）（内閣府）	18
民間企業の研究活動に関する調査（平成25年承認）（文部科学省）	19
4 届出統計調査の受理	20
(1) 新規	20
食料品（生鮮食品・加工食品）家計消費アンケート（平成25年届出）（青森県）	20
共同住宅における火気の使用に関するアンケート調査（平成25年届出）（東京消防庁）	21
川崎市子ども・子育て支援に関する調査（平成25年届出）（川崎市）	22
都内中小企業の技術動向に関する調査（平成25年届出）（東京都）	24
子ども・子育てに関するアンケート調査（平成25年届出）（仙台市）	25
産業廃棄物実態調査（平成25年届出）（岩手県）	26
青森県内のインターネット利用状況確認アンケート（平成25年届出）（青森県）	27
少子化に関する県民意識調査事業（平成25年届出）（愛知県）	28
浄化槽に関する調査（平成25年届出）（愛知県）	29
県民経済計算推計調査における財政状況調査（平成25年届出）（和歌山県）	30
大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）（大阪市）	31
大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査（平成25年届出）（大阪市）	33

福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）（福岡市）	34
産業廃棄物経年変化実態調査（平成25年届出）（東京都）	37
子どもと子育てに関する調査（平成25年届出）（青森県）	38
妊娠と出産に関する意識調査（平成25年届出）（愛知県）	39
大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査（平成25年届出）（大阪府）	40
千葉県子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年届出）（千葉市）	41
千葉県産業連関表作成のための調査（平成25年届出）（千葉市）	42
子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査（平成25年届出）（名古屋市）	43
高齢者買い物環境実態調査（平成25年届出）（北九州市）	44
(2) 変更	45
広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）（広島市）	45
東京都福祉保健基礎調査（障害者の生活実態）（平成25年届出）（東京都）	46
大阪市高齢者実態調査（平成25年届出）（大阪市）	48
労働条件・労働福祉実態調査（平成25年届出）（愛知県）	51
賃金等調査（平成25年届出）（福岡県）	52
熊本県労働条件等実態調査（平成25年届出）（熊本県）	53
住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）（佐賀県）	55

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。

- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、
本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
農林業センサス	農林水産大臣	<p>承認事項の変更 調査事項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営のために雇用した年齢階層別人数、6次産業化に関する事業の売上高等の把握 ・ 東日本大震災を踏まえ、激甚災害の指定の必要性を検討する際に必要なデータの精度向上等の観点から、作物の作付け（栽培）面積の把握区分について、従来の作物の種類別から品目別に細分化 ・ 農業集落の中心地から最寄りの生活関連施設（役場等）までの所要時間の把握等 <p>調査方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業経営体調査においてOCR（光学式文字読取装置）対応調査票を導入 ・ 農林業経営体調査においてオンライン調査を導入 <p>調査期日の変更 農山村地域調査の実施時期について、農林業経営体調査終了後に変更等</p>	H25.9.2

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H25.9.2	マンション総合調査（管理組合調査票）	国土交通大臣
H25.9.5	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	文部科学大臣
H25.9.9	公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査	内閣総理大臣
H25.9.11	民間企業の勤務条件制度等調査	人事院総裁
H25.9.13	21世紀出生児縦断調査	厚生労働大臣
H25.9.25	企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査	内閣総理大臣
H25.9.25	民間企業の研究活動に関する調査	文部科学大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.9.4	食料品（生鮮食品・加工食品）家計消費アンケート	青 森 県 知 事
H25.9.4	共同住宅における火気の使用に関するアンケート調査	東 京 消 防 庁 消 防 総 監
H25.9.4	川崎市子ども・子育て支援に関する調査	川 崎 市 長
H25.9.5	都内中小企業の技術動向に関する調査	東 京 都 知 事
H25.9.6	子ども・子育てに関するアンケート調査	仙 台 市 長
H25.9.12	産業廃棄物実態調査	岩 手 県 知 事
H25.9.20	青森県内のインターネット利用状況確認アンケート	青 森 県 知 事
H25.9.24	少子化に関する県民意識調査事業	愛 知 県 知 事
H25.9.24	浄化槽に関する調査	愛 知 県 知 事
H25.9.24	県民経済計算推計調査における財政状況調査	和 歌 山 県 知 事
H25.9.24	大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査	大 阪 市 長
H25.9.24	大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査	大 阪 市 長
H25.9.24	福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	福 岡 市 長
H25.9.25	産業廃棄物経年変化実態調査	東 京 都 知 事
H25.9.27	子どもと子育てに関する調査	青 森 県 知 事
H25.9.30	妊娠と出産に関する意識調査	愛 知 県 知 事
H25.9.30	大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査	大 阪 府 知 事
H25.9.30	千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査	千 葉 市 長
H25.9.30	千葉市産業連関表作成のための調査	千 葉 市 長
H25.9.30	子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査	名 古 屋 市 長
H25.9.30	高齢者買い物環境実態調査	北 九 州 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.9.4	広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	広 島 市 長
H25.9.5	東京都福祉保健基礎調査（障害者の生活実態）	東 京 都 知 事
H25.9.10	大阪市高齢者実態調査	大 阪 市 長
H25.9.11	労働条件・労働福祉実態調査	愛 知 県 知 事
H25.9.12	賃金等調査	福 岡 県 知 事

H25.9.13	熊本県労働条件等実態調査	熊 本 県 知 事
H25.9.30	住生活総合調査拡大調査	佐 賀 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 農林業センサス（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月2日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部センサス統計室

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農林業構造統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づいて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごとの中間年次に行われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農業センサス」であるが、その後は、昭和30年に「昭和30年臨時農業基本調査」として、別個の形の調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業センサス」からは、世界センサスに林業に関する調査が加えられた。平成2年調査の「1990年世界農林業センサス」から、新たに「農業サービス事業体調査」が加わるとともに、調査対象農業事業体の経営耕地面積などの下限基準の見直し、小規模農家の調査の簡略化などかつてない大幅な改正が行われている。平成12年調査の「2000年世界農林業センサス」から、新たに「林業サービス事業体等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業体の保有山林面積の下限基準の見直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。また、平成17年調査の「2005年農林業センサス」から、農林業の基本的構造を経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業体に係る調査を農林業経営体に係る調査に再編成（統合）し、農業と林業に分かれていた地域調査を農山村地域調査に再編成し、林業に係る調査を5年周期とするなどの大規模な改正が行われている。

【調査の構成】 1 - 農林業経営体調査票 2 - 農山村地域調査票（市区町村用） 3
- 農山村地域調査票（農業集落用）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成27年11月末日、詳細：平成28年3月末以降）

【調査票名】 1 - 農林業経営体調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農林業経営体 （属性）農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画若しくは森林施業計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは

は伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。) (抽出枠) 農林業経営体客体候補名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,730,000 (配布)調査員・オンライン・職員 (収集)調査員・オンライン・職員 (記入)自計 (把握時)平成27年2月1日現在 (系統)農林水産省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施) (実施期日)平成26年12月15日~平成27年2月28日、農林水産大臣が指定する市区町村:平成26年12月1日~平成27年3月31日

【調査事項】 1.経営の態様に関する事項、2.世帯の状況に関する事項、3.農業経営の特徴に関する事項、4.経営耕地面積等に関する事項、5.農業用機械の所有に関する事項、6.農業労働力に関する事項、7.農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、8.農産物の販売金額等に関する事項、9.農作業委託及び受託の状況に関する事項、10.保有山林面積に関する事項、11.林業労働力に関する事項、12.育林面積等及び素材生産量に関する事項、13.林産物の販売金額等に関する事項、14.林業作業の受託の状況に関する事項、15.その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

【調査票名】 2 - 農山村地域調査票(市区町村用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市区町村

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,900 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年2月1日現在 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道:農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県:農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - (地域センター) - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施) (実施期日)平成27年4月1日~平成27年6月30日

【調査事項】 1.農地・森林の状況等に関する事項、2.地域資源の保全・活用状況に関する事項、3.総土地面積・林野面積に関する事項、4.農業集落の立地

条件等に関する事項、5. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

【調査票名】 3 - 農山村地域調査票（農業集落用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業集落 （属性）農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。） （抽出枠）農林業センサス農業集落名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）140,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）平成27年2月1日現在 （系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - 調査員 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 調査員 - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 調査員 - 報告者、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 調査員 - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 調査員 - 報告者、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 調査員 - 報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施） （実施期日）平成27年4月1日～平成27年6月30日

【調査事項】 1. 農地・森林の状況等に関する事項、2. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、3. 総土地面積・林野面積に関する事項、4. 農業集落の立地条件等に関する事項、5. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

一般統計調査の承認

【調査名】 マンション総合調査（管理組合調査票）（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月2日

【実施機関】 国土交通省住宅局

【目的】 マンションの管理に関し、これまでに講じられてきた施策の効果の検証、必要となる施策の提示を行うための基礎資料を得るとともに、住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）に基づくマンションに係る目標の達成状況を確認し、住生活基本計画の見直しに対応することを目的として、マンション総合調査を実施するものである。

【調査の構成】 1 - 管理組合調査票 2 - 区分所有者調査票

【公表】 平成26年4月下旬（予定）・インターネット（国土交通省ホームページ）及び印刷物及び政府統計の窓口（e-stat）

【調査票名】 1 - 管理組合調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）組合 （属性）マンション管理組合（抽出枠）（一社）マンション管理業協会会員会社に管理業務を委託している管理組合及び（公財）マンション管理センターに登録している自主管理組合

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,643/85,296（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年7月1日現在（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月～12月

【調査事項】 1. マンションの概要について、2. 管理組合の運営について、3. 管理規約の作成及び改正について、4. 管理組合の経理について、5. 長期修繕計画について6. 修繕・改修・建替えについて、7. 管理事務について、8. トラブルの発生状況について

【調査票名】 2 - 区分所有者調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）マンションに居住する区分所有者（抽出枠）（一社）マンション管理業協会会員会社に管理業務を委託している管理組合及び（公財）マンション管理センターに登録している自主管理組合の理事長及び区分所有者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）7,484/5,283,712（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年7月1日現在（系統）国土交通省 - 民間事業者 - マンション管理組合 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月～12月（予定）

【調査事項】 1. 現在のお住まい等について、2. 管理組合の活動への参加について、

3 . マンションの管理に対する認識について

【調査名】 大学等におけるフルタイム換算データに関する調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月5日

【実施機関】 文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課

【目的】 本調査は、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに際して、研究者数や研究時間といった、研究活動の実態把握を行うことは極めて重要である。研究活動の実態把握にあたっては、経済協力開発機構（OECD）において国際的な基準が定められている。この中で、研究者数については、研究活動の規模を実際の研究時間に即した形で国際比較できるよう、フルタイム換算データで研究者数を把握する必要があるとされている。本調査は、大学等における研究者数を国際比較可能なフルタイム換算データに補正するための係数（フルタイム換算係数）を得ること目的に、研究時間の実態について、OECDの基準に従い5年に一度調査するものである。また、平成23年8月に閣議決定された、第4期科学技術基本計画において、研究者が研究時間を十分確保できていないことについて指摘されており、これらの改善に向けた取組を強化することが盛り込まれている。このため、これまで実施してきたフルタイム換算係数を得るための最低限の調査に加え、研究者の研究及び教育等にかかる時間の利用実態をより精緻に調査し、科学技術の振興に関する基礎資料とするため。

【沿革】 平成14年より調査開始。

【調査の構成】 1 - 大学等におけるフルタイム換算データに関する調査票〔教員用〕
2 - 大学等におけるフルタイム換算データに関する調査票〔大学院博士課程の在籍者用〕
3 - 大学等におけるフルタイム換算データに関する調査表〔医局員・その他の研究員用〕

【公表】 インターネット（期日：調査実施年の翌年12月）

【備考】 今回の変更は、報告者数の増加。すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 大学等におけるフルタイム換算データに関する調査票〔教員用〕

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）総務省統計局が実施している基幹統計「科学技術研究統計」で定める大学等の研究者（本務者）のうち、教員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,600/190,000 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の3月31日現在、及び調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月31日（系統）（配布）文部科学省 - 民間事業者 - 大学等事務局 - 報告者、（回収）報告者 - 民間事業者 - 文部科学省

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）調査実施年の11月1日～調査実施年の翌年3月31日

【調査事項】 1. 勤務先（本務）の名称、2. 調査実施年3月31日時点の勤務先（本務）、3. 職名（本務）、4. 雇用上の職務の範囲、5. 本務における任期の有無、6. 雇用形態、7. 兼務の状況、8. 職歴、9. 国籍、10. 生年月、11. 性別、12. 最終学位、13. 専門分野、14. 調査実施年の前年度における区分別の週数及び休日数、15. 調査実施年の前年度の各期間における職務を行う平均的な1日の時間数、16. 調査実施年の前年度における個人又は研究代表者として得た研究資金の金額、17. 研究時間と研究パフォーマンスに関する見解

【調査票名】 2 - 大学等におけるフルタイム換算データに関する調査票〔大学院博士課程の在籍者用〕

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）総務省統計局が実施している基幹統計「科学技術研究統計」で定める大学等の研究者（本務者）のうち、大学院博士課程の在籍者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,200/70,000 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の1月1日現在、及び調査実施年の4月1日～調査実施年の翌年3月31日（系統）（配布）文部科学省 - 民間事業者 - 大学等事務局 - 報告者、（回収）報告者 - 民間事業者 - 文部科学省

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）調査実施年の1月1日～調査実施年の翌年3月31日

【調査事項】 1. 在籍大学等の名称、2. 在籍している大学院博士課程への進学時期、3. 生年月、4. 国籍、5. 性別、6. 専門分野、7. 雇用関係、8. 貸与・給付を受けている奨学金・研究奨励金の種類、9. 調査実施年の年度の区分別の週数及び休日数、10. 調査実施年の年度の各期間における大学院博士課程の在籍者としての活動を行う平均的な1日の時間数

【調査票名】 3 - 大学等におけるフルタイム換算データに関する調査表〔医局員・その他の研究員用〕

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）総務省統計局が実施している基幹統計「科学技術研究統計」で定める大学等の研究者（本務者）のうち、医局員・その他の研究員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,600/30,000 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の3月31日現在、及び調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月31日（系統）（配布）文部科学省 - 民間事業者 - 大学等事務局 - 報告者、（回収）

報告者 - 民間事業者 - 文部科学省

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 調査実施年の1月1日～調査実施年の翌年3月31日

【調査事項】 1. 勤務先(本務)の名称、2. 調査実施年3月31日時点の勤務先(本務)、3. 研究者の区分(本務)、4. 研究者としての状況、5. 調査実施年3月31日に勤務している機関で医局員・その他の研究員となった年月、6. 本務における任期の有無、7. 雇用形態、8. 兼務の状況、9. 職歴、10. 国籍、11. 生年月、12. 性別、13. 最終学位、14. 専門分野、15. 調査実施年の前年度における一週間あたりの休日数、16. 調査実施年の前年度における職務を行う平均的な1日の時間数、17. 調査実施年の前年度の前年度における個人又は研究代表者として得た研究資金の金額

【調査名】 公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月9日

【実施機関】 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

【目的】 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）に、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、平成25年度中に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる旨の規定が設けられている。本調査は、当該検討に資するため、公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関し、税制上の措置の影響等の実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査票

【公表】 インターネット（e-Stat等）

【調査票名】 1 - 公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）法人 （属性）公益社団法人及び公益財団法人（抽出枠）母集団名簿（内閣府が把握している公益社団法人及び公益財団法人の認定処分（内閣府又は都道府県が行政庁として処分）の実績）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,200 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成20年度から平成24年度までの実績 （系統）内閣府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年9月10日～10月1日

【調査事項】 1．法人規模、2．寄附税制の状況、3．寄附の受入状況等

【調査名】 民間企業の勤務条件制度等調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月11日

【実施機関】 人事院職員福祉局職員福祉課

【目的】 本調査は、民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び災害補償法定外給付等の諸制度を調査し、公務員の勤務条件検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和46年に開始され、以後毎年実施されている。旧統計法（昭和22年法律第18号）下では「届出統計調査」として扱われてきたが、全部改正された新統計法（平成19年法律第53号）により、一般統計調査として扱われることになった。なお、人事院では、民間企業退職金実態調査を昭和36年度からおおむね5～6年ごとに民間企業の退職金に関して実施してきたが、平成18年調査は「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（平成18年4月28日閣議決定）において、人事院が諸外国の公務員年金や、民間の企業年金及び退職金について調査を実施することとされたことを受け、「民間企業退職給付（企業年金・退職一時金等）調査」として実施したところであるが、当該調査の平成23年調査の実施に当たっては、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から、本調査において退職給付制度等に関する事項として実施した。

【調査の構成】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【公表】 プレス、インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年9月末予定）

【調査票名】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常勤の従業者数50人以上の民営企業（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象企業名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,173/41,310 （配布）郵送・職員（収集）郵送・職員（記入）併用（把握時）毎年10月1日現在（系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）毎年10月1日～同年11月20日

【調査事項】 1. 基本属性（1）企業全体の常勤従業員数、（2）主な事業内容、ア. 労働時間の短縮制度、イ. 社宅の状況等（1）社宅の保有の有無、転勤の有無等、（2）社宅の保有割合、世帯用社宅の使用料及び世帯用社宅の入居要

件等、ウ．業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度、エ．従業員の退職管理等の状況(1)平成 2 4 年度の定年制と定年退職者の継続雇用の状況、(2) 高年齢者雇用確保措置の状況等、(3) 退職給付制度の状況

【調査名】 21世紀出生児縦断調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月13日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

【目的】 本調査は、21世紀の初年に出生した子及び平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策、子どもの健全育成等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年出生児を対象に平成13年から開始された。その後、平成22年に、平成22年出生児用調査票が新たに設けられ、従来の平成13年出生児に加え、平成22年出生児に係る調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 平成13年出生児用調査票（本人用）2 - 平成13年出生児用調査票（保護者用）3 - 平成22年出生児用調査票

【公表】 インターネット（平成13年出生児に係る調査結果は、調査実施翌年の12月、平成22年出生児に係る調査結果は、調査実施翌々年の7月）

【調査票名】 1 - 平成13年出生児用調査票（本人用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）2001年1月10日～同月17日の間及び7月10日～同月17日の間に出生した子（抽出枠）人口動態調査出生票

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）35,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計（把握時）1月出生児：毎年1月18日現在、7月出生児：毎年7月18日現在（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）1月出生児：毎年1月7日～2月10日、7月出生児：毎年7月7日～8月10日

【調査事項】 1．家族の状況、2．起床・就寝時間、3．食事の様子、4．家庭の様子（親子の会話、父母の喫煙状況）、5．学校生活の様子（通っている学校、学校生活の満足度）、6．1日の学習時間、学習塾等の種類、7．将来（進路、結婚、子どもを持つ時期、就きたい理由、きっかけ）、8．携帯電話、9．小遣い、10．身長・体重、11．悩みや不安

【調査票名】 2 - 平成13年出生児用調査票（保護者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）2001年1月10日～同月17日の間及び7月10日～同月17日の間に出生した子の保護者（抽出枠）人口動態調査出生票

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）35,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計（把握時）1月出生児：毎年1月18日現在、7月出生児：毎年

7月18日現在 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)1月出生児：毎年1月7日～2月10日、7月出生児：毎年7月7日～8月10日

【調査事項】 1. 父母の就業状況、2. 喫煙の状況、3. 子育て費用、4. 習い事・学習塾等の費用、5. 収入、6. 子育てに関する意識等(負担や悩み、希望する子どもの将来の職)

【調査票名】 3 - 平成22年出生児用調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)2010年5月10日～同月24日の間に出生した子の保護者 (抽出枠)人口動態調査出生票

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)34,700 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年12月1日現在 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月18日～12月17日

【調査事項】 1. 家族の状況、2. 住環境の状況、3. 子どもの状況、4. 子育て費用、5. 保育サービスの利用状況、6. 子育てに関する意識等、7. 父母の状況

【調査名】 企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月25日

【実施機関】 内閣府男女共同参画局推進課

【目的】 仕事と生活の調和した社会の実現をめざすため、政府は、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し（平成22年6月改定）、官民一体で取組を推進している。行動指針では、社会全体として達成することを目指す2020年までの数値目標を設定しており、平成25年度は、行動指針策定時と2020年のほぼ中間年度に当たるため、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「評価部会」という）において、進捗が不十分な数値目標について、既存調査等を活用して進捗が不十分な要因を分析し、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題等を明らかにするとともに、数値目標の達成に向けて必要な施策等を講じることとしている。本調査は、既存調査では把握できない企業の実態等を調査し、ワーク・ライフ・バランスの取組が進まない理由等を把握・分析し、評価部会が実施する数値目標のフォローアップにおける基礎資料を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査票

【公表】 インターネット・印刷物

【調査票名】 1 - 企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類D「建設業」、大分類H「運輸、郵便業」（中分類49「郵便業」を除く）、大分類I「卸売業、小売業」のうち中分類56「各種商品小売業」、57「織物、衣服、身の回り品小売業」、58「飲食料品小売業」、59「機械器具小売業」、60「その他の小売業」、61「無店舗小売業」及び大分類M「宿泊業、飲食サービス業」（中分類75「宿泊業」を除く）に属する、従業員数が100人以上1000人未満の企業（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為 （客体数）3,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成25年7月1日 （系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年9月上旬

【調査事項】 1.長時間労働抑制、2.年次有給休暇取得、3.自己啓発促進及び女性の活用に関する企業の取組等

【調査名】 民間企業の研究活動に関する調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年9月25日

【実施機関】 文部科学省科学技術政策研究所

【目的】 本調査は、民間企業の研究活動の動向を把握・分析することにより、科学技術政策の立案・推進に資することを目的とする。

【沿革】 昭和46年度に調査開始

【調査の構成】 1 - 民間企業の研究活動に関する調査 調査票

【公表】

【備考】 今回の変更は、「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」、「集計事項」の追加及び削除、一部変更である。

【調査票名】 1 - 民間企業の研究活動に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）本調査実施年度前年度「科学技術研究調査」（総務省・基幹統計調査）調査対象企業のうち、資本金1億円以上で、かつ、「社内で研究を実施している」と回答した約3500企業（抽出枠）「科学技術研究調査」調査結果

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,500 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）資本金は調査実施年の4月1日時点、その他については設問ごとに異なる。（系統）文部科学省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年11月1日～11月30日（1日および30日が土日祝日に該当する場合は翌営業日）

【調査事項】 1. 企業の現況及び研究開発活動に関する基礎情報（財務情報、研究開発費とその内訳、成果等）、2. 研究開発者の雇用状況、3. 知的財産活動への取り組み（特許出願・実施件数、企業秘密の流出実態等）、4. 主力製品・サービス分野の研究開発（市場の特徴、研究開発成果等）、5. 他組織との連携・外部知識等の活用（連携の実施状況、目的、程度等）、6. 先端的な公的研究施設・設備の利用（先端研究施設の共同利用状況等）

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 食料品（生鮮食品・加工食品）家計消費アンケート（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月4日

【実施機関】 青森県農林水産部農林水産政策課

【目的】 本調査は、一般の家庭の食料品に係る購買行動及び意識について明らかにし、青森県産食料品の今後の販売促進業務のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食料品（生鮮食品・加工食品）家計消費アンケート 調査票

【調査票名】 1 - 食料品（生鮮食品・加工食品）家計消費アンケート 調査票

【調査対象】 （地域）全国（自主的にウェブアンケート会員に登録された方。会員数の内訳は青森県内約2割、青森県外約8割。）（単位）個人（属性）ウェブアンケート登録者

【調査方法】 （選定）全数（客体数）6,896（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）平成25年9月15日（日）～平成25年10月12日（土）（系統）都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成25年9月15日（日）～平成25年10月12日（土）

【調査事項】 1. 家計内での主たる食料品購入者、2. 食料品購入頻度、3. 食料品購入1回当たりの金額 等

【調査名】 共同住宅における火気の使用に関するアンケート調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月4日

【実施機関】 東京消防庁予防部予防課

【目的】 今後の共同住宅の火災予防対策等に反映することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 共同住宅における火気の使用に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 共同住宅における火気の使用に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（稲城市及び島しょ地域を除く。）（単位）世帯（属性）5階建て以上の共同住宅に居住する世帯（抽出枠）東京消防庁管内の5階建て以上の共同住宅を階層（3種類）及び竣工年（4種類）で12層に分類し、各層から1,050世帯（15棟、平均70世帯）を抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）12,600 / 2,200,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査日現在（系統）東京消防庁 民間事業者 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年9月末～平成25年10月中旬

【調査事項】 1. 電気・ガス・灯油等を用いる火気設備機器の使用状況について、2. 火気設備機器使用時の事故等の経験について

【調査名】 川崎市子ども・子育て支援に関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月4日

【実施機関】 川崎市市民・こども局こども本部子育て支援部子育て支援課

【目的】 本調査は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するにあたり、教育・保育施設等に対する保護者の利用希望を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 川崎市子ども・子育て支援に関する調査 調査票（小学校就学前子どもの保護者）2 - 川崎市子ども・子育てに関する調査 調査票（小学校就学子どもの保護者）

【調査票名】 1 - 川崎市子ども・子育て支援に関する調査 調査票（小学校就学前子どもの保護者）

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）個人 （属性）小学校就学前子どもの保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000/81,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票回答日時点（系統）川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成25年9月27日～10月18日

【調査事項】 1.子どもと家族の状況、2.子どもの育ちをめぐる環境について、3.保護者の就労状況について、4.日中の定期的な教育・保育事業の利用状況について、5.地域子育て支援センター等の地域の子育て支援事業の利用状況について、6.土曜・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用について、7.子どもの病気の際の対応について、8.不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について、9.小学校就学後の希望等について、10.育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について、11.これまでの川崎市の子育てに関する事業への取組について

【調査票名】 2 - 川崎市子ども・子育てに関する調査 調査票（小学校就学子どもの保護者）

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）個人 （属性）小学校就学子どもの保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000/73,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票回答日時点（系統）川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成25年9月27日～10月18日

【調査事項】 1.子どもと家族の状況、2.子どもの育ちをめぐる環境について、3.

保護者の就労状況について、4．放課後の過ごし方について、5．わくわくプラザの利用について、6．子どもの病気の際の対応について、7．一時的または宿泊を伴う預かり事業の利用について、8．これまでの川崎市の子育てに関する事業への取組について

【調査名】 都内中小企業の技術動向に関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月5日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉がはじまり、関税障壁なき国際競争の激化が見込まれる中で、日本経済の牽引役となっている首都東京の産業が将来にわたって発展するためには、価格競争によらない確かな技術力により活躍する中小企業を重点的かつ戦略的に育成する必要がある。このため、今後成長が期待される圏内産業分野における中小中堅企業を対象に、自社の技術動向や、世界的産業技術動向への対応などを調査し、もって製造業の振興施策の基礎資料とするため。

【調査の構成】 1 - 都内中小企業の技術動向に関する調査票

【調査票名】 1 - 都内中小企業の技術動向に関する調査票

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）製造業で、資本金 3億円以下または従業者規模 10人以上 300人以下の事業所（抽出枠）平成24年経済センサスー活動調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000/4,791（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月1日時点（系統）東京都—民間事業者—報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年10月上旬～10月下旬

【調査事項】 1．企業概要、2．業務内容、3．業績、4．人材育成、5．所有機器、6．自社技術動向、7．産業技術動向

【調査名】 子ども・子育てに関するアンケート調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月6日

【実施機関】 仙台市子供未来局子供育成部総務課

【目的】 本調査は、(仮称)仙台市子ども・子育て支援に係る計画（計画期間：平成27年度～平成31年度、子ども・子育て支援法の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を含む）の策定にあたり、子どもの保護者の教育・保育施設等の利用に関する意向や子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童の保護者向け）

2 - 子ども・子育てに関するアンケート調査（小学生の保護者向け）

【調査票名】 1 - 子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童の保護者向け）

【調査対象】 （地域）仙台市全域 （単位）個人 （属性）小学校就学前の児童の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）9,000/55,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月中旬～11月中旬（系統）仙台市 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 家族の状況、2. 保護者の就労状況、3. 幼稚園・保育施設等の利用状況・希望など

【調査票名】 2 - 子ども・子育てに関するアンケート調査（小学生の保護者向け）

【調査対象】 （地域）仙台市全域 （単位）個人 （属性）小学校1年生～6年生の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,800/54,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月中旬～11月中旬（系統）仙台市 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 家族の状況、2. 保護者の就労状況、3. 幼稚園・保育施設等の利用状況・希望など

【調査名】 産業廃棄物実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月12日

【実施機関】 岩手県保健福祉部資源循環推進課

【目的】 本県では、平成28年度を始期とする「岩手県循環型社会形成推進計画（第4次廃棄物処理計画）(仮)」を策定することとしており、平成24年度における産業廃棄物の発生量、有価物量、再生利用量、最終処分量等の産業廃棄物の排出状況等を把握し、岩手県内における産業廃棄物の処理量等の統計資料及び本計画策定の基礎資料とするため。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物実態調査票

【調査票名】 1 - 産業廃棄物実態調査票

【調査対象】 （地域）県内全域及び各都道府県内（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、砕石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「サービス業」に属する産業廃棄物排出事業者（調査対象事業者総数は概ね3000社程度とし、平成23年度の排出実績傾向等を踏まえ、各業種別に抽出するもの）。（抽出枠）平成24年度経済センサス - 活動調査名簿、県保管各事業者名簿、会社年鑑従業員数、資本金及び業種により選定

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）3,000 / 20,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成24年度1年間の実績（系統）岩手県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）平成25年10月15日～12月13日

【調査事項】 1. 産業廃棄物の排出量、自己中間処理状況、今後の排出見通し等、2. 東日本大震災からの復旧・復興工事及び関連業種により排出される、産業廃棄物の排出実績、3. 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因して発生した放射性物質汚染廃棄物と、それ以外の産業廃棄物の排出実績との内訳

【調査名】 青森県内のインターネット利用状況確認アンケート（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月20日

【実施機関】 青森県企画政策部情報システム課

【目的】 県内の高校生とその保護者を対象に、インターネットの利用状況を調査し、県民のICT利活用の向上を図るための基礎資料とするため。

【調査の構成】 1 - 青森県内のインターネット利用状況確認アンケート 調査票【高校生回答用】、2 - 青森県内のインターネット利用状況確認アンケート 調査票【世帯（保護者）回答用】

【調査票名】 1 - 青森県内のインターネット利用状況確認アンケート 調査票【高校生回答用】

【調査対象】 （地域）青森県内全域 （単位）個人 （属性）高校2年生 （抽出枠）青森県教育庁から推薦された高校の2年生

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）4,200/12,563 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月8日から平成25年10月27日まで （系統）青森県 - 民間事業者 - 高校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年10月8日から平成25年10月27日まで

【調査事項】 1. インターネットの利用の有無、2. インターネットを利用する機器、3. インターネットの利用目的、4. インターネットで利用しているサービス、5. インターネットを利用する頻度、6. インターネットの利用時間

【調査票名】 2 - 青森県内のインターネット利用状況確認アンケート 調査票【世帯（保護者）回答用】

【調査対象】 （地域）青森県内全域 （単位）世帯 （属性）調査対象の高校2年生の保護者 （抽出枠）青森県教育庁から推薦された高校の2年生の保護者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）4,200/12,563 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月8日から平成25年10月27日まで （系統）青森県 - 民間事業者 - 高校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年10月8日から平成25年10月27日まで

【調査事項】 1. インターネットの利用の有無、2. インターネットを利用する機器、3. インターネットの利用目的、4. インターネットで利用しているサービス、5. インターネットを利用する頻度、6. インターネットの利用時間

【調査名】 少子化に関する県民意識調査事業（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月24日

【実施機関】 愛知県健康福祉部子育て支援課

【目的】 本調査は、愛知県における子育ての現状や少子化対策に関する県民の意識やニーズ等を把握し、次期少子化対策推進基本計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 少子化に関する県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 少子化に関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人 （属性）愛知県内に居住する満20歳～49歳の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 7,420,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日 （系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年10月21日～平成25年11月6日

【調査事項】 1.結婚や子どもを持つことに対する意識、2.子育てに関する現状認識等少子化に関する意識を問う設問

【調査名】 浄化槽に関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月24日

【実施機関】 愛知県環境部水地盤整備課

【目的】 浄化槽の使用状況及び維持管理状況を把握するため。

【調査の構成】 1 - 浄化槽に関する調査票

【調査票名】 1 - 浄化槽に関する調査票

【調査対象】 （地域）知多市内全域 （単位） （属性）届出等により浄化槽台帳に登録された浄化槽管理者 （抽出枠）届出等による浄化槽台帳（知多市分）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,400 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）愛知県 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）10月25日から11月29日

【調査事項】 1. 浄化槽使用の有無、2. 使用浄化槽の形式、3. 浄化槽の維持管理状況

【調査名】 県民経済計算推計調査における財政状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月24日

【実施機関】 和歌山県企画部企画政策局調査統計課

【目的】 本調査は県内に所在する政府関係機関等の財政状況を把握し、和歌山県経済の循環構造を集約的に表現した県民経済計算年報作成の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 財政状況調査票

【調査票名】 1 - 財政状況調査票

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位）事業所 （属性）県民経済計算マニュアル（平成17年基準）に沿って作成した調査機関名簿の全事業所（抽出枠）
県民経済計算マニュアル（平成17年基準）に沿って作成した調査機関名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）100 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）
自計 （把握時）平成24年4月～平成25年3月 （系統）和歌山県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成25年11月1日～平成25年12月31日

【調査事項】 1．職員数、組合員数、2．財務状況（歳入、歳出、損益等）

【調査名】 大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月24日

【実施機関】 大阪市こども青少年局企画部総務課

【目的】 本調査は、子育て世帯のニーズや意識等を把握し、大阪市の子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（就学前児童用） 2 - 大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（就学児童用）

【調査票名】 1 - 大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（就学前児童用）

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）大阪市内在住の就学前児童の保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）24,000 / 130,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日までの1年間 （系統）（配布）：大阪市 - 民間事業者 - 報告者、（回収）：報告者 - 大阪市

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年10月10日～10月28日

【調査事項】 1．子どもと家族の状況、2．子どもの育ちをめぐる環境、3．保護者の就労状況、4．平日に定期的に利用している幼稚園・保育所等の利用、5．地域の子育てサービスの利用、6．幼稚園や保育所等の土・日・祝日及び長期休暇中の定期的な利用、7．病児・病後児保育事業、8．一時預かり、9．放課後児童クラブ、10．生活環境、11．子育てに対する意識、12．仕事と子育ての両立、13．行政への要望

【調査票名】 2 - 大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（就学児童用）

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）大阪市内在住の小学校1～4年生の保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000 / 90,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日までの1年間 （系統）（配布）：大阪市 - 民間事業者 - 報告者、（回収）：報告者 - 大阪市

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年10月21日～11月7日

【調査事項】 1．子どもと家族の状況、2．放課後児童クラブ、3．病児・病後児保育

事業、 4 . 一時預かり、 5 . 平日の過ごし方、 6 . 地域活動への参加、 7 .
生活環境の整備、 8 . 子どもの安全確保、 9 . 子育てに対する意識、 10 .
子どもの生活習慣、 11 . 仕事と子育ての両立、 12 . 行政への要望

【調査名】 大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月24日

【実施機関】 大阪市こども青少年局企画部総務課

【目的】 本調査は、若者の生活実態や職業観、人生観等の意識を把握し、大阪市の子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）大阪市内在住の15歳～39歳の若者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,000/880,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日までの1年間 （系統）（配布）：大阪市 - 民間事業者 - 報告者、（回収）：報告者 - 大阪市

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年10月21日～11月7日

【調査事項】 1．普段の生活、2．社会生活、3．自己認識・価値観、4．ライフプラン、5．地域関係

【調査名】 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月24日

【実施機関】 福岡市こども未来局こども部総務企画課

【目的】 本調査は、福岡市における子ども及び子どもの保護者の保育・子育て支援に対する量的・質的な実態、ニーズ、意向、また子育てについての意識等を把握し、次期「福岡市こども総合計画（子ども・子育て支援事業計画を含む）」を策定に係る基礎資料を得るため実施することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（乳幼児の保護者用）2 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（小学生の保護者用）3 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（中学生・高校生等用）4 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（中学生・高校生等の保護者用）5 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（18～30歳用）

【調査票名】 1 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（乳幼児の保護者用）

【調査対象】 （地域）福岡市内 （単位）個人 （属性）乳幼児の保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,000 / 1,470,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月 （系統）福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年10月21日から平成25年11月8日まで

【調査事項】 1. 家族の状況、2. 保護者の就労状況、3. 子育て環境、4. 子どもブラザ・子育て交流サロンの利用状況、5. 定期的な教育・保育事業の利用状況、6. 病気の際の対応、7. 不定期の教育・保育事業の利用、8. 宿泊を伴う一時預かり等の利用、9. 小学校数学後の放課後の過ごし方、10. 育児休業など職場の両立支援制度、11. 日ごろの生活、12. 子育てに関する意識

【調査票名】 2 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票（小学生の保護者用）

【調査対象】 （地域）福岡市内 （単位）個人 （属性）小学生の保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 1,470,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月 （系

統) 福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年10月21日から平成25年1月8日まで

【調査事項】 1. 家族の状況、2. 保護者の就労状況、3. 留守家庭子ども会等の利用、4. 病気の時の対応、5. 一時預かり、6. ファミリー・サポート・センターの利用、7. 子育て支援サービスの認知度・利用意向、8. 子育てに関する悩みや相談、9. 子育てに関する情報、10. 日頃の生活、11. 遊び場や地域の子育て環境、12. 理想的な子どもの数、13. 行政への要望

【調査票名】 3 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票(中学生・高校生等用)

【調査対象】 (地域) 福岡市内 (単位) 個人 (属性) 中学生・高校生等 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000 / 1,470,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成25年10月 (系統) 福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年10月21日から平成25年1月8日まで

【調査事項】 1. ふだんのこと、2. 友だち、3. 日ごろ考えていること、4. 学校、5. 家族や家庭、6. 地域での活動やボランティア活動、7. 携帯電話やインターネットの使用状況

【調査票名】 4 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票(中学生・高校生等の保護者用)

【調査対象】 (地域) 福岡市内 (単位) 個人 (属性) 中学生・高校生等の保護者 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000 / 1,470,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成25年10月 (系統) 福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年10月21日から平成25年1月8日まで

【調査事項】 1. 家族の状況、2. こどものことやしつけ、3. 家庭、4. 学校、5. 地域、6. 保護者の就労状況

【調査票名】 5 - 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査票(18~30歳用)

【調査対象】 (地域)福岡市内 (単位)個人 (属性)18～30歳 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/1,470,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月 (系統)福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月21日から平成25年11月8日まで

【調査事項】 1.ふだんの生活、2.日ごろ考えていること、3.就業・就学状況、4.結婚や子ども、5.地域、6.行政

【調査名】 産業廃棄物経年変化実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月25日

【実施機関】 東京都環境局廃棄物対策部資源循環推進課

【目的】 本調査は、毎年度都内産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の排出量、処理量等を調査・推計することにより、処理状況を把握し、東京都の産業廃棄物施策を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査票

【調査票名】 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査票

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）" 1 . 建設業に属する事業所のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条第10項の規定に基づき「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」及び同法律第12条の2第11項の規定に基づき「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を東京都知事に提出した者、2 . 「多量排出事業者」を除く資本金規模別の上位約700事業所、3 . 製造業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約1000事業所、4 . 医療、福祉業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約200事業所、5 . 建設業、製造業、医療、福祉業以外の多量排出事業者約100事業所

"（抽出枠）多量排出事業者約600事業者、建設業のうち資本金額50百万円以上の約1400事業所、製造業のうち従業員数の約10人以上の3000事業所、医療、福祉業のうち従業員数20人以上の約1000事業所）

【調査方法】（選定）全数・有意抽出（客体数）2,500/6,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年3月31日（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年10月下旬～11月

【調査事項】 1 . 回答者の資本金、2 . 従業員数、3 . 産業廃棄物の発生量、4 . 処理方法、5 . 最終処分方法等

【調査名】 子どもと子育てに関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月27日

【実施機関】 青森県健康福祉部こどもみらい課

【目的】 本調査は、青森県内の0歳～15歳の子供を持つ親を対象に、子供と子育てに関する実態や意識を把握し、子育て支援施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 子どもと子育てに関する調査 調査票

【調査票名】 1 - 子どもと子育てに関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）個人 （属性）0歳～15歳の子供を持つ親 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/236,971 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年8月1日 （系統）青森県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年9月30日～平成25年10月25日

【調査事項】 1 . 住居の種類、部屋数、2 . 同居の家族、子供の人数、3 . 子供の性別、年齢、就学状況、4 . 生計の主たる担い手、5 . 育児休業の取得の有無

【調査名】 妊娠と出産に関する意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月30日

【実施機関】 愛知県健康福祉部児童家庭課

【目的】 本調査は、ライフステージに合わせた効果的な知識普及啓発の方法を確立させるため、愛知県民の妊娠・出産等の知識・意識の実態把握のための調査を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 妊娠と出産に関する意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 妊娠と出産に関する意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県29市（区）町村 （単位）個人 （属性）20歳～44歳の男女 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/1,450,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施日現在 （系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年11月1日～11月15日

【調査事項】 1.子どもの有無、2.結婚観について、3.妊娠・出産・育児について、4.職業観について、5.不妊症・不育症についての設問等

【調査名】 大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年9月30日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 グローバル化の進展の下で、付加価値生産性は、規模が比較的大きい中小企業上位層が大企業と比べて遜色ない伸びを示す一方で、中下位層は低迷するなど、中小企業内での規模間格差が生じている。本調査では、中小企業内での規模間での格差拡大要因について明らかにし、対象規模に基づいたきめ細かい中小企業施策に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査票

【調査票名】 1 - 大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査票

【調査対象】 (地域)大阪府全域 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属し、企業常用雇用者数が299人以下の企業 (抽出枠)事業所母集団データベースを用い、企業常用雇用者数が、「0～9人」、「10人～20人」、「30人～299人」の各層から1000ずつ選定する。

【調査方法】 (選定)無作為 (客体数)3,000/30,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月30日 (系統)大阪府 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月28日～11月11日

【調査事項】 1. 企業概要、2. 受注について、3. 経営状況(競争力、海外展開、経営課題)、4. 公的支援策の利用について

【調査名】 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月30日

【実施機関】 千葉市こども未来局こども未来部こども企画課

【目的】 本調査は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定の基づき、「千葉市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」を策定するに当たり、子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の「量の見込み」を推計するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、保護者の「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等の把握を目的とするものである。

【調査の構成】 1 - 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（小学校就学前児童用）、2 - 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（小学生用）

【調査票名】 1 - 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（小学校就学前児童用）

【調査対象】 （地域）千葉市全域 （単位）世帯 （属性）世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,360 / 101,801 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月4日～10月25日（調査票の配布から回収までの期間のうち、回答日現在）（系統）千葉市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年10月4日～平成25年10月25日

【調査事項】 1. 子どもの保護者の就労状況、2. 子育てに関するニーズ等

【調査票名】 2 - 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（小学生用）

【調査対象】 （地域）千葉市全域 （単位）世帯 （属性）世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,400 / 101,801 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月4日～10月25日（調査票の配布から回収までの期間のうち、回答日現在）（系統）千葉市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年10月4日～平成25年10月25日

【調査事項】 1. 子どもの保護者の就労状況、2. 子育てに関するニーズ等

【調査名】 千葉市産業連関表作成のための調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月30日

【実施機関】 千葉市総合政策局総合政策部統計課

【目的】 本調査は、平成23年千葉市産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 千葉市産業連関表作成のための調査票

【調査票名】 1 - 千葉市産業連関表作成のための調査票

【調査対象】 （地域）千葉市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる鉄鋼業・ガス業・放送業・放送業・情報サービス業・インターネット附随サービス業・映像・音声・文字情報制作業・物品賃貸業・専門サービス業（他に分類されないもの）・広告業・技術サービス業（他に分類されないもの）・学校教育・医療業・自動車整備業・機械等修理業（別掲を除く）・職業紹介・労働者派遣業・その他の事業サービスの中分類に属する民営及び公営事業所のうち、主に従業者数、売上額などを勘案して対象を選定する。（抽出枠）

1．平成24年経済センサス活動調査、2．千葉市保有の事業者情報

【調査方法】 （選定）有意抽出 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月～12月 （系統）千葉市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月1日～平成25年11月22日

【調査事項】 1．従業員数、2．売上額、3．製造、4．賃加工、5．委託生産（外注加工）等

【調査名】 子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月30日

【実施機関】 名古屋市子ども青少年局子ども未来課

【目的】 本調査は、なごや子ども条例に基づく「子どもに関する総合計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料の収集を目的とする。

【調査の構成】 1 - 子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査 調査票（就学前 保護者用）2 - 子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査 調査票（就学後 保護者用） 3 - 子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査 調査票（こども用）

【調査票名】 1 - 子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査 調査票（保護者用（就学前用，就学後用））

【調査対象】 （地域）名古屋市全域 （単位）個人 （属性）平成25年の4月1日現在 0歳～17歳の子どもの保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）24,000 / 344,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月1日現在（系統）名古屋市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月10日～10月31日

【調査事項】 1. 保護者の就労状況について、2. 子どもの育ちの環境について、3. 保育・教育事業等の利用状況について、4. 子育て中に感じたことについて、5. 子育て中の経済的負担について、6. 子育て支援の取組みへの感じ方について など

【調査票名】 2 - 子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査 調査票（こども用）

【調査対象】 （地域）名古屋市全域 （単位）個人 （属性）平成25年の4月1日現在 10歳～17歳の子ども（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）8,000 / 154,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月1日現在（系統）名古屋市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月10日～10月31日

【調査事項】 1. 日頃の生活や過ごし方について、2. 家庭の状況について、3. 学校や近所のことについて、4. 子ども自身の気持ちや考えについて など

【調査名】 高齢者買い物環境実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月30日

【実施機関】 北九州市保健福祉局総務部総務課

【目的】 本調査は、北九州市では、高齢化や都市化の進行等に伴う「買い物弱者」の課題に対応するため、市内各区にモデル地区(各区1か所、全7か所)を選定し、住民参加のワークショップ方式による買い物支援の地域活動計画を作成することとしている。ついては、モデル地区内に居住する高齢者の買い物の現状などを把握することにより、地域社会の協働による取組を検討するための基礎資料とするため。

【調査の構成】 1 - 高齢者買い物環境実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 高齢者買い物環境実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)北九州市内のモデル地区(全7か所)(1.門司区 柄杓田地区、2.小倉北区 南小倉地区、3.小倉南区 葛原地区、4.若松区 藤ノ木地区、5.八幡東区 枝光地区、6.八幡西区 八枝・永犬丸地区、7.戸畑区 天籟寺地区) (単位)個人 (属性)北九州市内のモデル地区内に居住する65歳以上の高齢者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,500/250,000 (配布)郵送、地域住民代表 (取集)郵送、地域住民代表 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日時点 (系統)北九州市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年9月28日~10月31日

【調査事項】 1.生鮮食料品等の買い物の場所、方法、今後望まれる支援策等、2.食料群別の摂取状況

(2) 変更

【調査名】 広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月4日

【実施機関】 広島市こども未来局こども未来調整課

【目的】 本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）の策定に当たり、子どもや保護者の生活実態や保育サービスの利用希望等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 就学前児童用調査票 2 - 就学児童用調査票

【調査票名】 1 - 就学前児童用調査票

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）世帯 （属性）就学前児童（0～5歳）のいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,000 / 68,431 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年9月 （系統）（配布）広島市 - 民間事業者 - 報告者、（回収）報告者 - 広島市

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年9月上旬～平成25年10月上旬

【調査事項】 1. 子どもの人数、2. 末子の生年月、3. 保護者の配偶関係、4. 保護者の就労状況等

【調査票名】 2 - 就学児童用調査票

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）世帯 （属性）就学児童（小学1～6年生）のいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,500 / 67,813 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年9月 （系統）（配布）広島市 - 民間事業者 - 報告者、（回収）報告者 - 広島市

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年9月上旬～平成25年10月上旬

【調査事項】 1. 子どもの人数、2. 末子の生年月、3. 保護者の配偶関係、4. 保護者の就労状況等

【調査名】 東京都福祉保健基礎調査（障害者の生活実態）（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月5日

【実施機関】 東京都福祉保健局総務部総務課

【目的】 本調査は、東京都内に居住する、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の生活実態を把握することにより、東京都における障害者施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和42年から実施されている。平成18年に調査名が「東京都社会福祉基礎調査」から「東京都福祉保健基礎調査」に変更された。

【調査の構成】 1 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票1, 2 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票2, 3 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票3, 4 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票4

【調査票名】 1 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票1

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）個人 （属性）東京都内に在住する18歳以上の身体障害者4000人 （抽出枠）身体障害者手帳発行台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000 / 447,222 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）平成25年10月16日 （系統）東京都 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 基本的属性、2. 障害の状況、3. 健康・医療、4. 日常生活の状況、5. 就労の状況、6. 経済基盤、7. 社会参加等、8. 情報の入手やコミュニケーションの手段、9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等、10. 施設入所、11. その他の福祉サービス等、12. 災害関係

【調査票名】 2 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票2

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）個人 （属性）東京都内に在住する18歳以上の知的障害者1200人 （抽出枠）愛の手帳発行台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200 / 58,386 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）平成25年10月16日 （系統）東京都 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 基本的属性、2. 障害の状況、3. 健康・医療、4. 日常生活の状況、5. 就労の状況、6. 経済基盤、7. 社会参加等、8. 情報の入手やコミュニケーションの手段、9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等、10. 施設入所、11. その他の

福祉サービス等、12. 災害関係

【調査票名】 3 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票 3

【調査対象】 (地域) 東京都全域 (単位) 個人 (属性) 東京都内に在住する18歳以上の精神障害者800人 (抽出枠) 精神障害者保健福祉手帳発行台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体系数) 800 / 73,506 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 併用 (把握時) 平成25年10月16日 (系統) 東京都 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 基本的属性、2. 障害の状況、3. 健康・医療、4. 日常生活の状況、5. 就労の状況、6. 経済基盤、7. 社会参加等、8. 情報の入手やコミュニケーションの手段、9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等、10. 施設入所、11. その他の福祉サービス等、12. 災害関係

【調査票名】 4 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票 4

【調査対象】 (地域) 東京都全域 (単位) 個人 (属性) 東京都内に在住する18歳以上の難病患者1200人 (抽出枠) 医療費助成事務システム

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体系数) 1,200 / 78,987 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 併用 (把握時) 平成25年10月16日 (系統) 東京都 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 基本的属性、2. 障害の状況、3. 健康・医療、4. 日常生活の状況、5. 就労の状況、6. 経済基盤、7. 社会参加等、8. 情報の入手やコミュニケーションの手段、9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等、10. 施設入所、11. その他の福祉サービス等、12. 災害関係

【調査名】 大阪市高齢者実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月10日

【実施機関】 大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課・高齢施設課・介護保険課

【目的】 本調査は、大阪市における高齢者施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しているところであるが、この計画は高齢者とその家族形態やニーズの変化、社会経済状況の推移、国の施策動向を踏まえ3か年ごとに3年を一期とする計画を策定することとしており、次期計画を策定するにあたり、ひとり暮らし高齢者をはじめとする高齢者の実態を把握し、高齢者自身が持てる力を最大限活かしつつ、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるように次回計画に反映させ、高齢者施策をより効果的に実施することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪市高齢者実態調査票（本人調査）2 - 大阪市高齢者実態調査票（施設調査）3 - 大阪市高齢者実態調査票（介護支援専門員調査）4 - 大阪市高齢者実態調査票（介護保険サービス利用者調査）5 - 大阪市高齢者実態調査票（介護保険サービス未利用者調査）

【調査票名】 1 - 大阪市高齢者実態調査票（本人調査）

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）65歳以上の者（一部の事項については、ひとり暮らし高齢者、食事の会食サービス利用者及び老人憩の家利用者）（抽出枠）介護保険事務処理システム被保険者管理データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）18,000/620,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）記入日現在（系統）大阪市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.居住区、4.同居家族の状況、5.住宅の種別、6.介護保険申請・認定状況、7.日常生活の状況、8.外出の頻度・状況、9.健康への意識・意向、10.介護予防事業の利用状況・今後の意向、11.かかりつけ医師・歯科医師の有無、12.歯・食事の状況、13.日常生活の不安、14.仕事の状況・意識、15.近所付き合いの状況、16.社会参加の状況、17.地域の見守り活動の状況、18.互助意識、19.楽しみ・いきがい、20.今後の住まい方の希望、21.日常生活の満足度、22.施設・事業の利用状況・認知度・満足度、23.虐待・認知症に関すること、24.孤独死に関すること、25.災害時の支援状況、26.相談先、27.情報の収集状況、28.大阪市の施策に関すること、29.ひとり暮らし高齢者に関すること（ひとり暮らしの年数、健康状態、地域生活の状況、日常生活の支援状況等）、30.食事の会食サービスに関すること

(利用開始時期、事業を利用するきっかけ、利用したことによる変化・満足度、利用期間、事業の変化による影響) 31. 老人憩の家の利用に関すること(利用頻度、事業の変化による影響等) 等

【調査票名】 2 - 大阪市高齢者実態調査票(施設調査)

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)施設 (属性)市内にある介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (抽出枠)大阪府・市に届出のある各施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)611 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)大阪市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬~10月31日

【調査事項】 1.施設概要(開設年月、定員等) 2.入所(入院・入居)者の状況(人数) 3.医療的ケアの種類、4.入所(入院・入居)者の金銭管理の状況、5.リハビリテーションの実施状況、6.施設における「看取り」の状況、7.事故や災害への対応状況、8.入所(入院・入居)者へのサービス向上のための取組内容、9.入所(入院・入居)者等からの苦情の内容、10.福祉人材確保の状況・取り組み、11.高齢者虐待防止等のために実施している対策、12.地域福祉への貢献の状況、13.災害時の福祉避難所としての取り組み 等

【調査票名】 3 - 大阪市高齢者実態調査票(介護支援専門員調査)

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)個人 (属性)大阪市内の居宅介護支援事業者に勤務している介護支援専門員 (抽出枠)介護保険事務処理端末

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)4,070 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)記入日現在 (系統)(配布)大阪市 - 居宅介護支援事業者 - 報告者、(回収)報告者 - 大阪市

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬~10月31日

【調査事項】 1.本人の属性、2.介護支援専門員業務の従事状況、3.保健医療福祉関係の資格の保有状況、4.勤務形態及び勤務日数・時間、5.担当している利用者の状況、6.介護サービスに係る情報収集方法、7.医療機関との連携状況・病院等との連携の有無、8.サービス担当者会議の状況、9.支援困難事例の状況、10.認知症高齢者に関すること、11.高齢者虐待事例の状況 等

【調査票名】 4 - 大阪市高齢者実態調査票(介護保険サービス利用者調査)

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)個人 (属性)要介護(要支援)認定を受けており、調査実施年の4月から3か月の間で介護保険サービスを1度でも利用した者(一部の事項については、当該利用者の家族である介護者) (抽出枠)介護保険事務処理システム被保険者管理データ

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/87,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)記入日現在 (系統)大阪市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬~10月31日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.要介護度、4.家族の状況、5.介護者の有無、6.要介護度、7.要介護認定を受けた時の状況、8.介護保険サービスの利用状況、9.介護予防サービスの利用状況、10.介護支援専門員に対する満足度、11.介護者の状況(利用者本人との関係、性別、年齢、健康状態、1日の平均介護時間・介護内容など介護の状況、介護保険サービスに関する満足度等)等

【調査票名】 5 - 大阪市高齢者実態調査票(介護保険サービス未利用者調査)

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)個人 (属性)要介護(要支援)認定を受けているにもかかわらず、調査実施年の4月から3か月の間、介護保険サービスの利用実績がない者(一部の事項については、当該未利用者の家族である介護者) (抽出枠)介護保険事務処理システム被保険者管理データ

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,500/22,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)記入日現在 (系統)大阪市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬~10月31日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.要介護度、4.家族の状況、5.介護者の有無、6.要介護認定を受けた時の状況、7.介護サービスの利用状況、8.介護保険サービスを利用していない理由、9.介護予防サービスの認知状況、10.介護者の状況(未利用者本人との関係、性別、年齢、健康状態、1日平均介護時間・介護内容など介護の状況、介護保険サービスに関する満足度等)等

【調査名】 労働条件・労働福祉実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月11日

【実施機関】 愛知県産業労働部労政担当局労働福祉課

【目的】 本調査は、愛知県内の主として中小企業における労働時間などの労働条件とともに、労働者の福利厚生（ソフト面）に対しての制度の導入や制度の利用の実態を明らかにするため。

【沿革】 平成22年に、調査の名称が「労働条件・就業状況実態調査」から「就業・労働条件実態調査」に変更された。平成23年に調査の名称が「労働条件・労働福祉実態調査」に変更された。

【調査の構成】 1 - 労働条件・労働福祉実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 労働条件・労働福祉実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉（医療業のみ）」、「複合サービス事業」、「サービス業（「政治・経済・文化団体」、「宗教」、「外国公務」、「その他のサービス業」を除く）」に属し、従業員10人以上の民営事業所で、愛知県内に本社（本店）のある事業所及び単独事業所（抽出枠）事業所母集団データベースから作成した事業所リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 / 29,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在（直近の1年間） （系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月中旬～11月25日

【調査事項】 1．企業の常用労働者数・業種、2．労働時間・週休制・年次有給休暇、3．ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、4．メンタルヘルス対策

【調査名】 賃金等調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月12日

【実施機関】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

【目的】 本調査は、福岡県内の民営事業所に雇用される常用労働者及びパートタイム労働者の平均賃金等労働条件の実態及び賃上げの状況を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 賃金等調査票1 2 - 賃金等調査票2

【調査票名】 1 - 賃金等調査票1

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）事業所 （属性）従業者数30人以上の民営事業所 （抽出枠）平成24年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/226,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在又は7月1か月間。ただし、休日・休暇の現況のうち、「年間休日総数」は調査年1年間または調査前年の1会計年度、「年次有給休暇」は調査前年1年間または調査前々年の1会計年度 （系統）福岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月中下旬～10月下旬

【調査事項】 1. 事業所の現況、2. 7月の従業員の平均支給賃金額等、3. 新規学卒者の初任給、4. 諸手当の支給状況（「諸手当の支給状況」「モデル退職金」「モデル賃金」の3項目を交代で調査）、5. 休日・休暇の現況

【調査票名】 2 - 賃金等調査票2

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）事業所 （属性）従業者数30人以上の民営事業所 （抽出枠）平成24年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/226,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在又は7月1か月間。ただし、休日・休暇の現況のうち、「年間休日総数」は調査年1年間または調査前年の1会計年度、「年次有給休暇」は調査前年1年間または調査前々年の1会計年度 （系統）福岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月中下旬～10月下旬

【調査事項】 1. 事業所の名称、組合員の平均勤続年数、平均年齢、2. 春季賃上げ要求・妥結状況、3. 夏季一時金要求・妥結状況、4. 年末一時金要求・妥結状況

【調査名】 熊本県労働条件等実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月13日

【実施機関】 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課

【目的】 本調査は、熊本県内の事業所に雇用されている労働者の賃金・労働時間その他の労働条件を把握し、労働行政の基礎資料にするとともに、調査結果を労使関係者・労働関係機関に提供することにより健全な労使関係の推進に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 熊本県労働条件等実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 熊本県労働条件等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）熊本県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の民営事業所のうち、常用雇用者数5人以上の事業所全て（抽出枠）平成24年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年6月30日現在 （系統）熊本県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月中旬～10月31日

【調査事項】 1. 事業所の概要（1）就業形態、（2）正社員の年齢構成及び平均年齢、（3）管理職の登用状況、2. 賃金制度（1）正社員の賃金支払形態、（2）正社員の所定内賃金、（3）正社員の賃上げ実施状況、3. 労働時間（1）正社員の所定労働時間、（2）正社員の週休制、（3）正社員の年間休日及び年次有給休暇の取得状況、（4）正社員の育児休業の取得状況、4. 正社員以外の労働者について（1）正社員以外の労働者の年齢別人数、（2）正社員以外の労働者の仕事内容、（3）正社員以外の労働者を活用している理由、（4）正社員以外の労働者の賃金や評価等を正社員と比較したときのバランス、（5）正社員以外の労働者の正社員への登用制度の有無、（6）正社員以外の労働者の比率の今後の変化、5. 誰もが働きやすい職場環境づくり（1）ワーク・ライフ・バランス（ア.ワーク・ライフ・バランスの認知状況、イ.ワーク・ライフ・バランスの取組内容、ウ.ワーク・ライフ・バランスに取り組み上での課題、エ.ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だ

と思うこと) (2) ポジティブ・アクション (ア. ポジティブ・アクションの取組状況、イ. ポジティブ・アクションの取組内容、ウ. ポジティブ・アクションに取り組む理由、エ. ポジティブ・アクションに取り組んでいない理由 (ア. で「取り組んでいない」と答えた事業所に対し)、オ. 女性の活躍を推進する上での課題) 6. 高齢者の雇用 (1) 高齢者の雇用状況、(2) 高齢労働者の年齢状況、(3) 高齢労働者の活用の取組内容、(4) 高齢者を雇用する上での課題、(5) 高齢者雇用確保措置の実施状況

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年9月30日

【実施機関】 佐賀県県土づくり本部建築住宅課

【目的】 本調査は、佐賀県の普通世帯の居住する住宅及び住環境に関する評価、住宅建設又は住み替えの実態、住宅の住み替え、改善の意向等の住宅に関する動向を把握し、住宅政策の展開を図るうえでの基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成25年住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位）世帯 （属性）総務省統計局が行う平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯（抽出枠）平成22年国勢調査の一般世帯

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,608 / 2,941,120 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）佐賀県 - 市町 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月10日

【調査事項】 1. 要介護認定（1）介護認定の有無と度合い、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価（1）住宅及び住環境の総合評価（満足度）（2）住宅の総合評価（満足度）（3）住環境の総合評価（満足度）（4）住宅の要素別評価（満足度）（5）住環境の要素別評価（満足度）（6）住宅及び住環境の要素のうち重要と思うもの、思わないもの、3. 最近5年間の居住状況の変化（1）5年前（平成21年1月時点）の世帯人員、（2）最近5年間（平成21年1月以降）の世帯の身辺事情の変化、【平成21年1月以降、住み替え、リフォーム、建て替えを行った者に対して】（1）住み替え、リフォーム、建て替えの目的、（2）住み替え、リフォーム、建て替え前後の住宅の床面積の変化の有無及び変化有の場合、変化する前の床面積、（3）住み替え、リフォーム、建て替え前後を比較して住宅・住環境の各要素の変化に対する評価、（4）住み替え、リフォーム、建て替えに要した費用、【リフォームと住み替えを同時期に行った者に対して】（1）うちリフォームに要した費用、【平成21年1月以降、現住所への住み替えを行った者に対して】（1）住み替え前の住宅の居住期間、（2）住み替え前の住宅の処分方法、【現在、持家に住んでいる者に対して】（1）これまでの持家の取得回数、4. 今後の住まい方（1）今後の住み替え、リフォーム、建て替えの意向・計画の有無及び有の場合、その実現の時期、【今後、住み替えを考えている者に対して】（1）住み替え先として考えている住宅の所有関係、種類、建

て方、構造、現住居との位置関係、立地環境、(2) 住み替えるときの現在の住宅の処分方法、【今後、リフォームを考えている者に対して】(1) 考えているリフォームの内容、【今後、住み替え、リフォーム、建て替えを考えている者に対して】(1) 住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2) 住み替え、リフォーム、建て替えの予算と、そのうち借入金の割合、(3) 住み替え、リフォーム、建て替えの実現上の課題、【住み替えを考えていない者に対して】(1) 住み替えを考えていない理由、(2) 将来、現住居を必要としなくなった場合の処分方法、5. 現住居以外の住宅(1) 現住居以外の住宅の有無及び有の場合のその住宅の建て方、現住居からの所要時間、立地環境、建築年、利用状況、(2) 別の住宅が空き家になっている場合、その空き家の空き家状態の継続年数、賃貸・売却の募集状況、管理の状況、建物の状態、今後の活用意向及び空き家のままにしておく場合、その理由、(3) 将来、親などが住んでいる住宅の相続予定の有無及び有の場合、その住宅の立地、意向、6. 子どもとの住まい方など(1) 子育てのために住宅や環境で重要と思う点、(2) 高齢期における子との望ましい住まい方、7. 世帯の住居費など(1) 住宅ローンの有無及び年間返済額、(2) 家賃、住宅ローンの返済などの住居費についての負担感【現在、持ち家の「共同住宅・長屋建」に居住する者に対して】(1) 毎月の住宅の管理費の額、8. 現在の住宅の建築時期(1) 住宅の建築時期